

(令和3年度繰越)

既存地元企業の技術力向上にむけた製品開発業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

飯豊町

## 第1. 趣旨

この要領は、飯豊町（以下、「町」という。）が飯豊電池バレー構想を実現するため、既存地元企業の技術力向上にむけた製品開発業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により委託業務に関する企画提案書を公募し、本業務に係る設計を価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として選定するために必要な事項を定める。

## 第2. 事業の目的

本業務は、飯豊電池バレー構想の実現のため、以下の事項を目的として、地方創生推進交付金を活用して実施する。

- (1) 電池や機械の知識と高度な技術を持つ人材を育成し、地域内の自動車産業界や製造業界に有能な人材を輩出する
- (2) 地域経済の推進を図るため、地域内の多様な主体との共同研究等により製品開発を行い、企業の技術力、売上高、付加価値額を向上させる取組を行う

## 第3. 業務の概要

### 1 業務名

（令和3年度繰越）既存地元企業の技術力向上にむけた製品開発業務

### 2 履行期限

契約締結の日から翌年3月31日まで

### 3 業務概要

#### (1) 製品開発業務

- ・リチウムイオン電池、EV、電動化に係る市場調査
- ・製品の開発設計提案及び開発業務
- ・開発結果に係る分析

#### (2) 報告書作成

- ・(1)に係る報告書の作成

### 4 成果品

- ・製品の開発設計書
- ・開発製品
- ・報告書

#### 5 提案上限額

32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案内容の規模を示すためのものである。

#### 6 事務局

飯豊町 商工観光課 産業連携室

〒999-0696 飯豊町大字樺2, 888番地

電話：0238-87-0569（直通）

FAX：0238-72-3827

E-Mail：[i-sangyo@town.iide.yamagata.jp](mailto:i-sangyo@town.iide.yamagata.jp)

#### 第4. 参加資格要件

- ① 事業者は、単独企業又は共同企業体のどちらでも良いものとするが、単独企業、共同企業体の構成員全てが、次の条件を満たさなければならないこととする。
  - ・飯豊町財務規則（昭和63年規則第3号。以下、「規則」という。）第110条の規定による、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 共同企業体の構成員数は任意とするが、本事業の実施に関して各構成員が適切に役割を担うこと。
- ③ 本プロポーザルに参加申込みをした事業者（以下、「参加者」という。）の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。
- ④ 参加者の構成員は、受託した業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができる。その際は、当該委託にかかる契約を締結する前に町に通知し、承諾を得るものとする。
- ⑤ あらかじめ共同企業体の代表企業を定め、その代表企業が、募集への応募手続や随意契約者となった場合の契約事務を含め、町との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る共同企業体内の全ての調整等の責任を負う参加手続を行うこととし、参加申込に関する提出書類の提出時に、共同企業体を構成する構成員の企業名及び携わる業務について明らかにすること。
- ⑥ 参加者は以下の条件全てを満たす必要があることとする。
  - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - ・山形県内に本店又は支店を有すること。
  - ・参加申請書提出の時点から契約締結の日までの間に、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ・ 国税・地方税について未納がないこと。
- ・ 規則第 117 条の規定に基づく飯豊町業務委託契約書第 12 条第 1 項第 8 号及び第 10 号に規定する暴力団排除条項に該当しないこと。
- ・ 過去 5 年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。

## 第 5. 実施スケジュール

告示日	令和 4 年 7 月 1 9 日（火）
質問の提出期間	令和 4 年 7 月 2 0 日（水）～ 令和 4 年 7 月 2 8 日（木）正午まで
質問の回答	令和 4 年 7 月 2 9 日（金）
参加申込書・企画提案書提出期限	令和 4 年 8 月 2 2 日（月）正午まで
参加資格審査	令和 4 年 8 月 2 4 日（水）
プレゼンテーション実施日	令和 4 年 8 月下旬から 9 月上旬予定 注：詳細は改めて通知
審査結果の通知	令和 4 年 8 月下旬から 9 月上旬予定
入札（見積）執行	令和 4 年 8 月下旬から 9 月上旬予定
契約締結	令和 4 年 9 月上旬予定

なお、上記については変更する場合がある。

## 第 6. 応募手続き等

### 1 要領等に対する質問及び回答

本プロポーザルの実施について不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- ① 提出期限：令和 4 年 7 月 2 8 日（木）正午まで
- ② 質問方法：様式第 1 号により電子メールで送信すること。  
なお、メール送信後、事務局まで受信確認の連絡を行うこと。
- ③ 回答方法：第 5. 実施スケジュールに記載の期日までに町ホームページで公表する。  
ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答しない場合がある。

### 2 プロポーザル参加申込書の提出及び部数

- ① 提出期限：令和 4 年 8 月 2 2 日（月）正午まで

- ② 提出書類：ア プロポーザル参加申込書（様式第2号-1、様式第2号-2）  
イ 誓約書（様式第3号-1、様式第3号-2）  
ウ 共同企業体結成届（様式第4号）※共同企業体のみ  
エ 共同企業体協定書（様式第5号）※共同企業体のみ  
オ 会社概要書（様式第6号）
- ③ 提出部数：1部
- ④ 提出方法：持参又は郵送（期限まで必着のこと）
- ⑤ 提出先：【事務局】飯豊町 商工観光課 産業連携室

### 3 企画提案書の提出及び部数

- ① 提出期限：令和4年8月22日（月）正午まで
- ② 提出書類：ア 企画提案書表紙（様式第7号-1、様式第7号-2）  
イ （1）製品開発提案内容（様式第8号）  
ウ （2）実施体制（様式第9号）  
エ （3）事業全体のスケジュール（様式第10号）  
オ （4）安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策（様式第11号）  
カ （5）その他の提案（様式第12号）  
キ （6）既存地元企業の技術力向上にむけた製品開発業務提案見積書（様式第13号）
- ③ 提出部数：正本1部  
副本6部  
※書類サイズは、日本工業規格A4とする。（一部A3版使用可）  
企画提案書正本1部は、左綴じすること。  
※副本6部は、全ての様式から会社名を伏せること。綴じ方は正本と同じとする。
- ④ 提出方法：持参又は郵送（期限まで必着のこと）
- ⑤ 提出先：【事務局】飯豊町 商工観光課 産業連携室

### 4 留意事項

- ① 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。
- ② 提出された書類を保存、記録し、公表する一切の権利は町に帰属し、提出書類の返却は行わないものとする。
- ③ 提案書の提出後、原則として審査が終了するまでの間は、提案書に記載された内容変更は認めない。
- ④ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基

づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うものとする。

- ⑤ 提案書の提出は、1参加者につき1案とする。
- ⑥ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書は、優先交渉権の決定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書については、事業内容の公表時や町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書は、事業の決定結果の公表以外に無断で使用しない。
- ⑦ 提案書作成のために町から受領した資料は、町の了解なく公表及び使用してはならない。
- ⑧ 業務提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、参加者に属するものとする。

## 第7. 優先交渉権者の選定

### 1 審査委員会の設置

町は、本業務における優先交渉権者の選定にあたり、公正性及び透明性を確保するために、「既存地元企業の技術力向上にむけた製品開発業務委託業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は非公開とする。

### 2 参加資格審査

町は、参加者から提出されたプロポーザル参加申込書に基づき、参加者が参加資格要件を満たしているか確認する。確認の結果、参加資格要件を満たしていることが認められる場合は、参加資格審査結果通知書により参加者に通知する。また、認められない場合は、認められない理由を付して参加資格審査結果通知書により参加者に通知する。

### 3 提案書・プレゼンテーション審査

参加資格要件を満たしている参加者は、提案書の提出及びプレゼンテーションを実施する。審査委員会は、提出された提案書・プレゼンテーションについて審査評価基準に基づき評価を実施する。

提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い参加者を優先交渉権者として、次に高い参加者を次点候補者として選定する。

プレゼンテーションの開催場所、時間、進行などの詳細については、参加資格要件を満たしている参加者へのみ事務局から追って通知する。

## 第8. 優先交渉権者等の決定

町は、審査委員会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その参加者への結果通知書により通知する。また、優先交渉権者又は次点候補者に決定されなかった参加者に対しても同書面によりその旨を通知する。

参加者が1者の場合、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その参加者を優先交渉権者として決定する。

なお、審査に関する問い合わせには、一切回答しない。また、審査結果等に対する異議申し立てはできないものとする。

## 第9. 審査評価基準

参加者により提出された提案書の書類審査及び評価値審査を実施する。評価値審査に当たっては、提案書の内容を踏まえ、プレゼンテーション、参加者への個別ヒアリングなどを総合的に判断し、公正に評価する。

### 1 書類審査

参加者が提出した書類を確認し、必要事項を満たしているか確認する。提案書に未記入・誤記があれば、追記・修正等を依頼する。

### 2 評価値審査（算定方法）

優先交渉権者を厳正かつ公正に決定するため、審査委員会が提出された提案書類について、下記「表1 評価項目」及び「表2 評価項目の採点基準」に基づき採点を行う。ただし、最高得点者が2者以上になった場合は、提案価格が低い者を優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより優位を決定する。

- ① 合計得点が最も高い者
- ② 合計得点が、以下の式を満たしている者

合計得点  $\geq$  (4) 安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策を除いた評価項目の合計得点 (満点100点)  $\times$  審査委員会の委員人数  $\times$  0.6

(例) 審査委員会委員5名の場合

300点未満となった提案者は、受託候補者とししない

### 3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 虚偽の内容が記載されていたとき
- ② 本プロポーザルについて審査委員会委員に接触したとき
- ③ 審査結果に影響を与える工作など、不正な行為が行われたとき
- ④ 参加資格要件を満たさないことが判明したとき
- ⑤ 提案上限額を超える提案をしたとき

- ⑥ その他、提案書などの提出に際して不正な行為があったとき、又は本要領に定める手続きによらなかったとき

表1 評価項目

評価項目	評価の観点	様式
(1) 製品開発提案内容	本業務の仕様書等を踏まえ、本業務を実施する目的を理解しており、目的を達成することが期待できる内容となっているか	8
(2) 実施体制	完了までの体制については、要員の役割を明示したうえで、その考え方や根拠が明示されており、下請負又は再委託を予定している場合には、考え方や役割分担が明確になっているか	9
(3) 事業全体のスケジュール	本業務の仕様書等を踏まえ、現時点で記述可能なレベルで具体的なスケジュールが明示され、本業務の完了を期待できる内容となっているか	10
(4) 安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策	本業務を実施する上で、関係者への安全を十分に確保できる内容となっているか	11
(5) 本町への有益性	仕様書以外に、本町にとって有益な提案等が含まれているか	12
(6) 価格	提案上限額内の見積額となっているか	13

表2 評価項目の採点基準

評価項目	配点	評価区分ごとの配点				
		A	B	C	D	E
(1) 製品開発提案内容	20	20	15	10	5	0
(2) 実施体制	20	20	15	10	5	0
(3) 事業全体のスケジュール	20	20	15	10	5	0
(4) 安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策	10	10	8	6	4	0
(5) 本町への有益性	30	30	20	10	5	0
(6) 価格	10	10	8	6	4	0



※A～Eの評価区分ごとの採点基準

A…特に優れている      B…優れている      C…普通      D…やや劣る  
E…劣る。評価できない

## 第10. 契約

### 1 契約手続き

町は、審査委員会により選定された優先交渉権者と契約に向けた事務を進める。ただし、下記3により優先交渉権者の優先交渉権が取り消され契約を締結できない場合は、次点候補者を新たな優先交渉権者とし、契約交渉を行う。

契約金額については、優先交渉権者の提案書の内容を精査し、提案見積書により提示された金額について町及び優先交渉権者と協議のうえ、随意契約により決定する。

### 2 提案書の履行

契約締結後は、提案書の提案事項のうち、町が採用と認めたものについては、責任をもって確実に履行すること（設計業務の完了時に、町がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く）。

なお、提案書の提案事項を達成する意思が認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められた場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

### 3 優先交渉権の取消し等

優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者と契約が締結できない場合、町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかになった場合は、町に対し速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。

## 第11. その他

### 1 費用負担について

提出書類等の作成、プレゼンテーションの実施に要する費用は、全て参加者の負担とする。

### 2 参加辞退について

参加を辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。